

2023年7月24日

中国弁護士 柳陽 (Liu Yang)  
柳・チャイナロー外国法事務弁護士事務所代表

## 中国の個人情報保護法について

中国の経済成長に伴い、デジタル技術が進化し、多くの人々がインターネットやスマートフォンを利用するようになってきた。中国ではこのような状況下で個人情報の収集、利用、保管についての法的規制が不十分であったため、個人情報の漏洩や乱用が多発していた。このため、中国は、2016年に「サイバーセキュリティ法」を制定し、2020年には「個人情報保護法」を制定し、後者は2021年11月1日に施行された。本稿では、中国の個人情報保護法（以下、単に「個人情報保護法」又は「本法」という。）についてその内容及び影響を紹介する。

### 1 本法の主な内容

個人情報保護法は、個人情報を取り扱う（収集、保存、使用、加工、転送、提供、公開、削除などを含む<sup>1</sup>。以下同じ。）際のルール等を明確に規定しており、主には、以下の内容が含まれる。

#### (1) 個人情報の定義

個人情報保護法は、個人情報について、「電子的又はその他の方法で記録された、既に識別され又は識別可能な自然人に関する各種情報をいうが、匿名化処理後の情報を含まない」と定義している（本法4条1項）。

また、個人情報のうち、「センシティブな個人情報」が別途定義されており、それは、一旦漏洩し、又は不法に使用されると、自然人の尊厳が侵害される、又は人身、財産の安全に危害を与える可能性の高い個人情報をいい、生物的識別、宗教・信仰、特定の身分、医療・健康、金融口座、行動記録等の情報、及び14歳未満の未成年者の個人情報を含む（本法28条1項）とされる。

#### (2) 個人情報を取扱う場合の要件

---

<sup>1</sup> 本法4条2項。

個人情報を取扱う場合、一定の事由<sup>2</sup>を除き、個人情報取扱者は、当該本人から同意を得る必要がある（本法 13 条）。また、個人情報の取扱目的、取扱方法及び取り扱う個人情報の種類に変更が生じた場合には、改めて本人から同意を得なければならないとされている（本法 14 条 2 項）。

また、個人情報取扱者は、個人情報を取扱う前に、明示的な方法により、明確かつ分かりやすい表現で、当該本人に対し、次に掲げる事項を事実どおり、正確かつ完全に告知しなければならない（本法 17 条）。

- 個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡先
- 個人情報の取扱目的、取扱方法及び取り扱う個人情報の種類、保存期間
- 本人が個人情報保護法に定める権利を行使する場合の方法及び手続
- 法律、行政法規に告知すべき旨が定められるその他の事項

### (3) 個別の同意

個人情報保護法によれば、以下の場合には、いわゆる包括的な同意ではなく、本人から「個別の同意」を取得しなければならないとされている。

- 個人情報取扱者が第三者にその取り扱う個人情報を提供する場合（本法 23 条）
- 個人情報取扱者がその取扱う個人情報を公開する場合（本法 25 条）
- 公共の場所へ据え付けた画像収集設備、本人の身元識別設備<sup>3</sup>により収集した本人の画像、身元識別情報<sup>4</sup>を、公共の安全の維持保護以外の目的に利用する場合（本法 26 条）
- センシティブな個人情報を取扱う場合（本法 29 条）
- 個人情報取扱者が中国国外に個人情報を提供する場合（本法 39 条）

---

<sup>2</sup> これらの事由は、本法 13 条 2 号以降に定められている。②本人が当事者の一方となる契約の締結若しくは履行に必要なとき、又は法に基づき制定された就業規則及び法に基づき締結された集団契約に基づく労働管理の実施に必要なとき、③法定の職責又は法的義務の履行に必要なとき、④突発的な公衆衛生上の事件に対応し、又は緊急事態において自然人の生命、健康及び財産の安全の保護のために必要なとき、⑤公共の利益のためにメディア報道、世論監督などの行為を実施する際に、合理的範囲内で個人情報を取り扱うとき、⑥本法の規定に従い、本人が自ら公開した、又はその他の既に合法的に公開されている個人情報を合理的な範囲内で取り扱うとき。

<sup>3</sup> ここでいう「身元識別設備」とは、一般的に、個人情報（特に高い識別性を持つ顔情報、虹彩情報、指紋情報などの生体認証情報）を利用して特定の個人を識別するための装置を指す。

<sup>4</sup> 脚注 3 と同様に、「身元識別情報」とは、一般的に、特定の個人を識別するための個人情報（特に高い識別性を持つ顔情報、虹彩情報、指紋情報などの生体認証情報）を指す。

#### (4) 本人の権利

個人情報保護法は、本人の権利を保護するために、以下のような規定を設けている。

- 本人は、その個人情報の取扱いについて知る権利及び決定権を有し、他人によるその個人情報の取扱いを制限又は拒否する権利を有する（本法 44 条。ただし例外事由あり）。
- 本人は、個人情報取扱者に対して、その個人情報を閲覧又は複製する権利を有する（本法 45 条 1 項。ただし例外事由あり）。
- 本人は、その個人情報が不正確又は不完全であることを発見した場合は、個人情報取扱者に対し、訂正又は追加を請求する権利を有する（本法 46 条 1 項）。
- 本人は、個人情報取扱者に対し、その個人情報取扱ルールについて解釈及び説明を求めることができる（本法 48 条）。

## 2 中国国外での適用等

### (1) 個人情報保護法の域外適用

中国国外であっても、中国国内の自然人の個人情報を処理する活動であって、①中国国内の自然人に向けて商品又はサービスを提供することを目的とする場合、②中国国内の自然人の行動を分析し、評価するものである場合、③法律・行政法規に定めるその他の事情がある場合には、本法を適用することとなる（本法 3 条 2 項）。

したがって、中国国外に所在する日本企業であっても、越境 E コマース事業者や、ホテルや旅行サービスの提供事業者、オンラインゲームやアプリ等の提供事業者等に対して本法が適用される可能性がある。上記 3 条 2 項のいずれかに該当する場合、中国国外の個人情報取扱者は、中国国内に専門機関を設立し、又は代表者を指定し、かつ、当局に届け出る必要があるとされている（本法 53 条）。

### (2) 個人情報の越境移転に関する規制

個人情報保護法では、個人情報の越境移転に関する規制が定められている。具体的には、個人情報取扱者は、業務上の必要性より中国国外に個人情報を提供する場合、以下のいずれかの条件を満たすことが求められる（本法 38 条）。

- 中国のネットワーク情報部門が行う安全評価に合格すること
- 中国のネットワーク情報部門の規定に従い専門機構が行う個人情報保護の認証を受けること
- 中国のネットワーク情報部門が制定する標準契約に従い国外の移転先と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること
- 法律、行政法規又は中国のネットワーク情報部門が定めるその他の条件

上記に加えて、個人情報取扱者は、当該本人に対して、国外の移転先の氏名又は名称、連絡先、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類、国外の移転先に対して本法に規定する権利を行使する方法及び手続などの事項を告知し、本人から個別の同意を得なければならない（本法 39 条）。

また、上記の標準契約については、2023 年 6 月 1 日に「個人情報域外移転標準契約弁法」が施行され、同弁法によれば、標準契約による個人情報の越境移転を行うには、当事者間で標準契約を締結することに加え、個人情報保護影響評価を実施のうえ、当該標準契約及び個人情報保護影響評価報告書を当局へ届け出ることが義務付けられる。また、同弁法の付属書では標準契約のひな形が掲載され、それに基づいて標準契約を締結することが要求される。さらに、同年 5 月 30 日に公表された「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第 1 版）」では、標準契約の届出の方法や流れ、必要な資料などが具体的に規定されている。個人情報の越境移転は、日本から中国の子会社と顧客情報や従業員情報などをやり取りする場合でも生じるものであり、中国で事業を展開する多くの日本企業にとっても、対応が必要で、標準契約の検討、導入は今後の重要な課題となる。

### 3 違反行為に対する罰則（行政罰）

個人情報保護法に違反した場合、当局により是正命令、警告、違法所得の没収、個人情報を違法に取り扱うアプリサービス提供の一時停止又は終了等の処分を受けることがあり、また、是正を拒否したときは、100 万元以下の過料を併科される可能性もある。また、企業のみならず、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対しても、1 万元以上 10 万元以下の過料が課されることがあり得る（本法 66 条 1 項）。

さらに、個人情報保護法に違反し、その情状が重いときには、当局が是正を命じ、違法所得を没収し、併せて 5,000 万元以下又は前年度売上高の 5%以下の過料に処すことがあり得る。同様に、当局は、関連業務の一時停止又は営業停止を命じ、関連主管部門に通報して、関連業務許可を取り消し、又は営業許可書を取り上げるよう要請することができ、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対しては 10 万元以上 100 万元以下の過料に処すことができ、さらにその者が一定期間において関連企業の董事、監事、高級管理職及び個人情報保護責任者に就任することを禁止する旨を決定することができる（本法 66 条 2 項）。

### 4 個人情報保護法の影響

個人情報保護法の施行により、個人情報を取扱う際のルールが明確になり、個人情報の漏洩や濫用が減少すると期待されている。また、個人情報保護法に違反した場合には、罰則が設けられているため、企業や団体は法令遵守の意識が高まることが予想される。

一方で、個人情報保護法では、当局の処分権限や裁量が大きく設定されており、企業や団体にとっての遵守の負担が増えることも指摘されている。具体的には、個人情報の管理や運用に必要な人員やシステムの整備、コンプライアンスの確保などが必要とされるため、コストや時間的な負担が増加する可能性がある。

しかし、個人情報保護法に違反すれば、法律違反による罰則以外にも、企業や団体の信頼性が低下するなど、様々な不利な影響が考えられる。個人情報保護法を遵守することは、中国に進出する日本企業にとっても重要な課題となっており、今後の関連規定やガイドラインの策定、その運用等の動きに目が離せないところである。

以上

<筆者略歴>

柳 陽 (Liu Yang)

柳・チャイナロー外国法事務弁護士事務所代表。

北京大学卒、慶應義塾大学法学修士。2006年より弁護士業務を行っており、日本企業の中国における新規投資、M&A、事業再編、不祥事対応、労務及び紛争処理等中国法業務全般を取り扱っている。

事務所ウェブサイト <http://www.chinalaw-firm.jp>

掲載日：2023年8月7日